

平成 31 年度で見込まれる組織再編税制の改正の解説 ～適格合併に該当する三角合併に焦点を当てて～

1 はじめに

平成 30 年 8 月に、経済産業省から「平成 31 年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】」が公表された。これには、「柔軟かつ円滑な組織再編を促進するべく、事業環境等の変化を踏まえ、親会社が子会社を完全子法人化した後に行う逆さ合併や、完全支配関係にある直接の親会社以外の株式を用いた三角合併等を適格組織再編の対象とする見直しを行う。」¹との記載があり、平成 31 年度も組織再編税制の改正が見込まれる²。

平成 31 年度の改正で、次の①と②が適格組織再編の対象とされることが見込まれるわけだが、本稿では、②に係るものとして適格合併に該当する三角合併に焦点を当てて、「現行法の場合における適格合併に該当する三角合併」と「改正要望の場合における適格合併に該当する三角合併」を、それぞれ図表を交えて解説することとする。

- ① 親会社が子会社を完全子法人化した後に行う逆さ合併
- ② 完全支配関係にある直接の親会社以外の株式を用いた三角合併等³

2 適格合併に該当する三角合併

(1) 現行法の場合における適格合併に該当する三角合併

三角合併とは、「被合併法人の株主に合併法人の親会社の株式を交付する形態の合併」⁴をいうものと解されているが⁵、法人税法上、適格合併に該当する三角合併は、金銭等不交要件を満たさなければならないため、一定の関係がある法人の株式を交付する場合に限られている。

金銭等不交要件とは、被合併法人の株主に合併法人株式又は合併親法人株式（合併法人との間にその合併法人の発行済株式(その法人が有する自己の株式を除く。以下、同じ。)の全部を保有する関係として一定の関係がある法人の株式をいう。)のいずれか一方の株式以外の資産が交付されないこと⁶をいう(法法 2 十二の八)。

¹ 経済産業省「平成 31 年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】」53 頁(平成 30 年 8 月)。

² 平成 29 年度の改正では、スピン・オフ税制の導入(法法 2 十二の十一他)等の改正が行われ、平成 30 年度の改正では、適格要件のうちの従業者引継要件と事業継続要件の緩和(法法 2 十二の八(1)(2)他)等の改正が行われた。

³ 三角合併等とは、三角合併、三角分割及び三角株式交換をいう。

⁴ 金子宏「租税法〔第 22 版〕」465 頁(弘文堂、平成 29 年)。

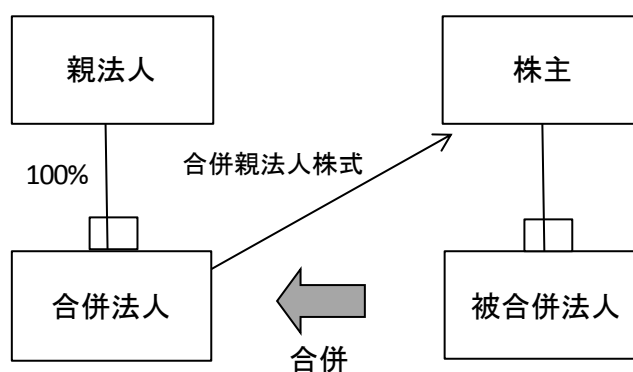
⁵ 会社法上、原則として、子会社は親会社(会社法 2 四、会社法施行規則 3②③)の株式の取得を禁止されているが(会社法 135①)、吸収合併消滅会社(被合併法人)の株主に対して親会社の株式を交付する場合には、親会社の株式を取得することができることとされている(会社法 800①)。

⁶ 合併法人株式又は合併親法人株式のいずれか一方の株式以外の資産が交付されないことと規定されており、合併法人株式と合併親法人株式の両方を交付することはできない。

この一定の関係とは、合併の直前にその合併に係る合併法人とその合併法人以外の法人との間にその法人による直接完全支配関係（二の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式の全部を保有する関係をいう。）があり、かつ、その合併後に合併法人とその法人（以下、「親法人」という。）との間にその親法人による直接完全支配関係が継続することが見込まれている場合におけるその合併に係る合併法人と親法人との間の関係をいう（法令 4 の 3①）。

したがって、現行法の場合における適格合併に該当する三角合併は、合併の前後で合併法人との間に直接完全支配関係がある親法人の株式である合併親法人株式を交付する場合⁷に限られている⁸。

〈現行法の場合における適格合併に該当する三角合併〉



仮に現行法で、親法人の発行済株式の全部を保有する法人の株式を合併の対価として交付する場合には、合併前に親法人が合併法人の全株式をその法人に現物分配した上で、合併を行うなどの必要がある⁹。

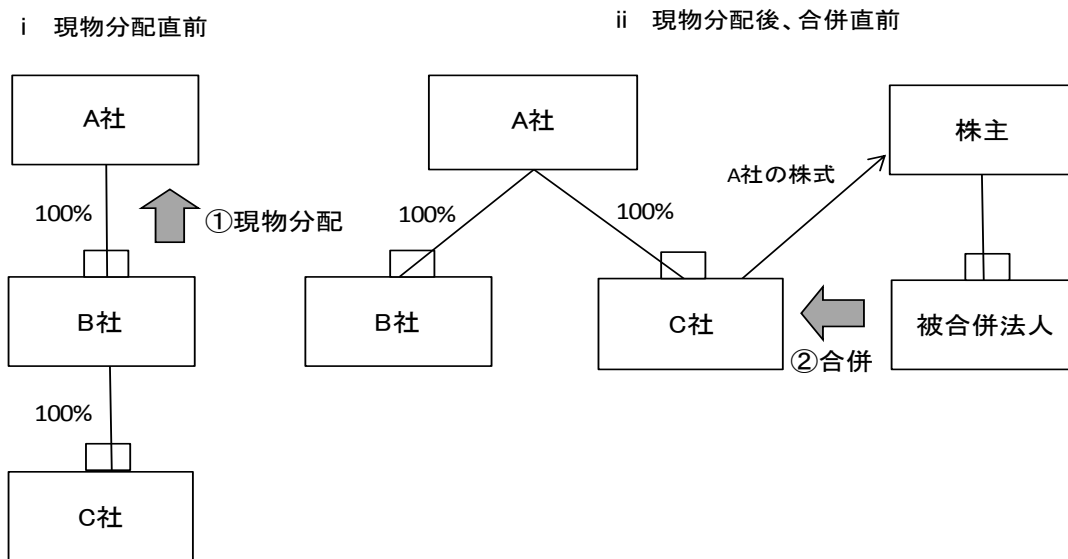
例えば、下図のように親会社が A 社、その 100%子会社が B 社、その 100%孫会社が C 社である場合において、C 社を合併法人とする合併で A 社の株式を合併の対価として交付する場合には、合併前に B 社が A 社に対して C 社の全株式を現物分配して、A 社と C 社との間に A 社による直接完全支配関係を成立させた上で、合併を行う必要があるということである。

⁷ 非適格合併の場合には、被合併法人は、合併法人から新株等を合併の時の価額により取得し、直ちにその新株等を被合併法人の株主に交付したものとされている（法法 62①）が、適格合併の場合には、会社法と同様に（会社法 749①）、合併の対価を被合併法人の株主に直接交付することとなる。本稿では、適格合併を前提としているため、合併親法人株式を被合併法人の株主に直接交付することとなる。

⁸ 合併親法人株式を合併の対価とする場合には、合併法人は、合併前にその株式を保有又は取得していなければならないが、合併法人が合併の契約日に親法人の株式を有していたとき又は契約日後に一定の事由により親法人の株式の移転を受けたときは、その契約日又はその移転を受けた日における価額により譲渡し、かつ、親法人の株式をその価額により取得したものとされる（法法 61 の 2③、法令 119 の 11 の 2）。

⁹ ニュース PRO 【1952】（2018. 8. 7）。

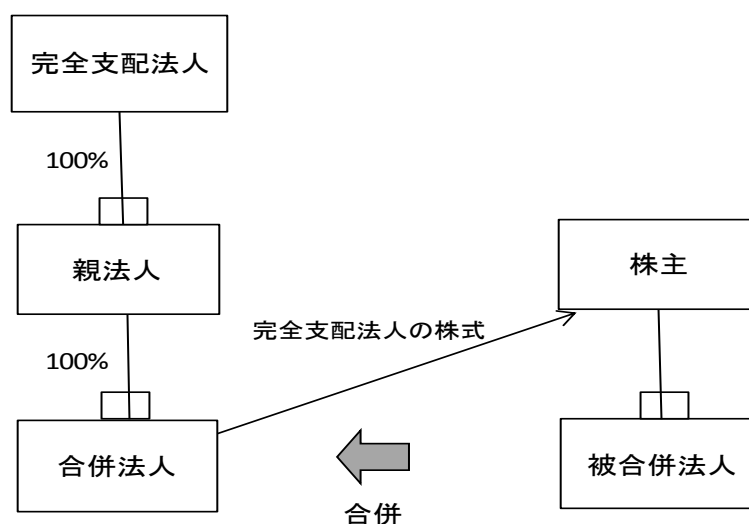
〈A 社の 100%孫会社である C 社を合併法人とする合併で A 社の株式を合併の対価として交付する場合〉



(2) 改正要望の場合における適格合併に該当する三角合併

改正要望の場合における適格合併に該当する三角合併では、合併の対価が、合併の前後で合併法人との間に直接完全支配関係がある親法人の株式に限られず、合併法人の発行済株式を間接にでも合併の前後で全部保有している法人(以下、「完全支配法人¹⁰」という。)の株式とすることも可能となると思われる。

〈改正要望の場合における適格合併に該当する三角合併〉



¹⁰ 完全支配法人とは、筆者の造語である。

したがって、この改正要望が実現した場合には、例えば、完全支配法人が上場会社である場合に、わざわざ合併前に親法人が合併法人の全株式を完全支配法人に現物分配せずとも、流通性の高い完全支配法人の株式を合併の対価として交付する適格合併が可能になる。

3 おわりに

平成 30 年度の改正で、例えば、適格要件のうちの従業者引継要件の緩和が行われた。平成 31 年度で見込まれる適格合併に該当する三角合併の改正も、適格要件の緩和である。平成 30 年度の改正の内容及び趣旨からすると、この改正の可能性は高く、平成 31 年度後も組織再編を促進するような適格要件を緩和する改正が行われるのではないかと考えている。

なお、平成 31 年度の改正で、親会社の子会社を完全子法人化した後に行う逆さ合併も適格組織再編の対象とされることが見込まれているが、これについては、次の機会で解説する。

中村 慈美 税 理 士 事 務 所

所長税理士 中村 慈美 客員税理士 小松 誠志 〒 100-0004 所在地 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー6F TEL 03-6268-0462(代表) / FAX 03-6268-0463 e-mail info@nakayoshi-tax.com 事務所 HP http://www.nakayoshi-tax.com/index.html	税理士 松本 博帝 税理士 村井 涼子
---	------------------------

中村慈美税理士事務所について

税務相談	
組織再編(M&A)	合併、事業譲渡、会社分割、株式譲渡、増資、株式交換、移転等それぞれの状況に最善の提案を致します。
不良債権処理・事業再生	バランスシート上の処理から清算、会社更生法、民事再生法等それぞれの状況に最善の提案を致します。
専門家向けアドバイス	弁護士・公認会計士・税理士等の専門家が抱える諸問題に対して税務上のアドバイスを行います。
会計・申告	会計指導、税金対策、決算・申告業務等を行います。
税務代理等	
税務調査対応・不服申立	税務調査時の適切な対応等のアドバイスを行います。 不当な処分により、権利・利益を侵害された納税者を救済する為の不服申立等の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 重加算税 / 仮装の事実がないと認定した事例 平成16年5月19日裁決 他
事前照会	国税当局に対する事前照会の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 株式移転後に株式移転完全子法人を合併法人とする適格合併が見込まれている場合の当該株式移転に対する適格判定について 平成21年3月31日回答 他
意見書作成	税務上の取扱いについて疑義が生じる取引等について、税務の専門家の立場として見解を述べます。 【業務実績の紹介】 ・ ブルドックソース事件についての意見書作成、ブルドックソース株主総会決議禁止等仮処分命令申立事件(申立審(東京地方裁判所)) 他 「ブルドックソース事件の法的検討-買収防衛策に関する裁判経過と意義-」(商事法務)に意見書が掲載されています。
会社設立・各種届出	会社設立前相談から設立後届出まで行います。
講演	専門家等へのセミナーを行っております。
執筆	組織再編や事業再生、不良債権処理を中心に幅広く執筆しております。